

## 石巻市営住宅条例の一部を改正する条例

改 正	現 行
<p>(入居者の資格の特例)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の一時保護、同法第5条の<u>女性自立支援施設</u>における保護又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>ウ 配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明書の発行について(平成20年5月9日雇児福発第0509001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)に基づき、<u>女性相談支援センター</u>等による配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書が発行されている者又は<u>女性相談支援センター</u>以外の配偶者暴力対応機関(配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署)、行政機関若しくは関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体(女性支援事業委託団体、地域DV協議会参加団体及び補助金等交付団体)におい</p>	<p>(入居者の資格の特例)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の一時保護、同法第5条の<u>婦人保護施設</u>における保護又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>ウ 配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明書の発行について(平成20年5月9日雇児福発第0509001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)に基づき、<u>婦人相談所</u>等による配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書が発行されている者又は<u>婦人相談所</u>以外の配偶者暴力対応機関(配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署)、行政機関若しくは関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体(婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体及び補助金等交付団体)において、配偶者からの暴力被</p>

<p>て、配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について（平成16年3月31日国住総第191号国土交通省住宅局長通知）に基づき、公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書（別記様式1）による確認がされている者</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>害者の公営住宅への入居について（平成16年3月31日国住総第191号国土交通省住宅局長通知）に基づき、公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書（別記様式1）による確認がされている者</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	---